

## 平成30年度安全情報システムの維持業務

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

調 達 仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

平成30年8月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
原子力規制部原子力規制企画課

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
原子力規制部原子力規制企画課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成30年8月27日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

平成30年度安全情報システムの維持業務

#### (2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

#### (3) 納入場所

仕様書による。

#### (4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

#### (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

#### (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

#### (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

#### (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### (6) 入札説明会に参加した者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

平成30年9月3日(月) 15時30分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

- 1 参加人数は、原則1社1名とする。
- 2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- 3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

### 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

平成30年9月18日(火) 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課  
(六本木ファーストビル8階)

### 6. 入札及び開札の日時及び場所

平成30年9月28日(金) 14時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室  
開札は入札後直ちに行う。

### 7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

### 8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。
11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
12. 契約書作成の要否 要
13. 契約条項 契約書（案）による。
14. 支払の条件 契約書（案）による。
15. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
17. その他
  - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
  - (2) 本件に関する照会先  
質問は、電話又はメール（akiko\_suzuki@nsr.go.jp）にて受け付ける。  
担当：原子力規制委員会原子力規制庁  
原子力規制部原子力規制企画課 鈴木 亜紀子  
電話：03 5114 2109

(別紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札に当たっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

## 8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

競争に参加する資格を有しない者による入札

指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

委任状を持参しない代理人による入札

記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

金額を訂正した入札

誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

入札書の提出期限までに到着しない入札

暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- ( 1 ) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- ( 2 ) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ( 3 ) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ( 4 ) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- ( 1 ) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- ( 2 ) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- ( 3 ) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

## 14. 落札者の決定

- ( 1 ) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ( 2 ) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- ( 3 ) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が

ないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

#### 16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

#### 17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

#### 18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約書を受領した日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。)に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

## 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復)代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する  
場合に、(復)代理人の記名押印が必要。このと  
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

### 記

- 1 入札件名 : 平成30年度安全情報システムの維持業務
- 2 入札金額 : 金額 \_\_\_\_\_ 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

( 様式 2 - )

## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
( 委任者 ) 商 号 又 は 名 称  
代表者役職・氏名 印

代 理 人 所 在 地  
( 受任者 ) 所 属 ( 役 職 名 )  
代 理 人 氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

( 委任事項 )

- 1 平成 3 0 年度安全情報システムの維持業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式 2 - )

## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名 印

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成30年度安全情報システムの維持業務の入札に関する一切の件

(参 考)

### 予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

平成30年度安全情報システムの維持業務  
調達仕様書

1. 調達件名

平成30年度安全情報システムの維持業務

2. 調達の背景

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法の第4条（所掌事務）第1項第12号に基づき海外トラブル・規制情報調査を実施しており、安全情報システム（以下「本システム」という。）は、その調査分析ツール（データの登録・検索閲覧機能）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項に基づき報告される放射線管理等報告の情報分析ツールとして活用している。

本システムの円滑な活用を図り維持管理するためにシステムのアプリケーションソフトの改良とアプリケーションソフトウェアの保守業務を行うこととする。

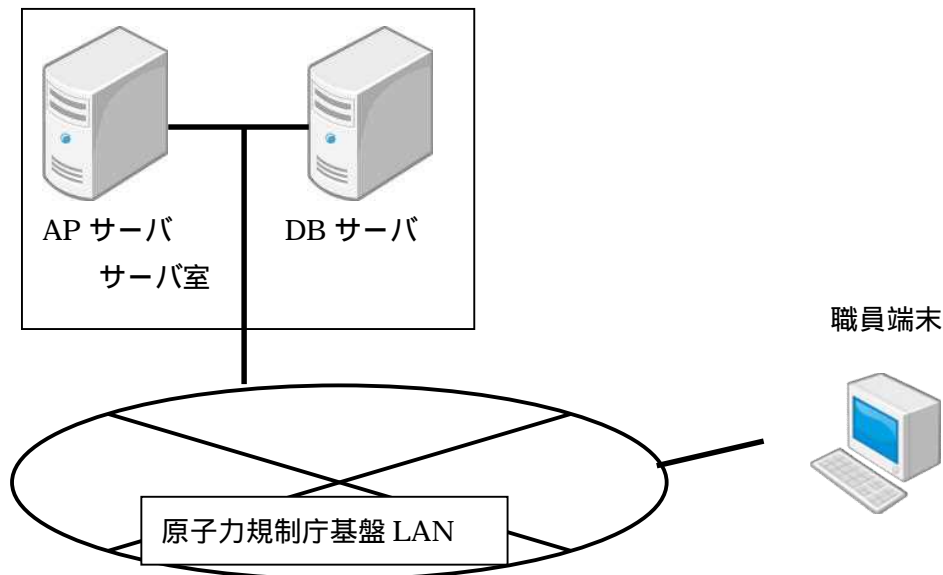
また、当該システムに使用しているミドルウェア等のサポート期限が迫っており、情報セキュリティの維持確保するため、ミドルウェア等のバージョンアップ作業を行う。

3. 目的及び期待する効果

本システムを円滑に分析ツールとして活用できるよう、システム機能品質の維持を図るものである。

4. 業務・情報システムの概要

本システムの概要は次のとおりである。



本システムのサブシステムの構成概要は次のとおりである。

サブシステム名	機能
事故故障情報DB	事故故障情報検索(共通検索、個別検索)
	事故故障情報個別登録 (10ヶの個別登録系で構成)
海外主要規制情報DB	海外主要規制情報(PDF閲覧)
	米国原子力規制ガイドブック(PDF閲覧)
	海外主要規制情報検索
	海外主要規制情報解説
	NRC規制文書
被ばく・廃棄物関係放射線情報DB	被ばく・廃棄物関係放射線情報

#### 5. 契約期間

契約締結日より平成31年3月29日

#### 6. 作業スケジュール

業務作業工程は次のとおりである。

主な作業項目	H30年			H31年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 設計開発業務						
2. 運用・保守業務						
(1) システム運用(新環境基盤)						サービスイン
(2) アプリケーション保守						

#### 7. 調達案件及びこれに関連する調達案件の調達単位、調達方式等に関する事項

##### 7.1 調達案件及びこれに関連する調達案件の調達単位、調達方式、実施時期

- ・ 調達案件名：平成30年度 安全情報システムの維持業務
- ・ 調達方式：一般競争入札(最低価格落札方式)
- ・ 実施時期：落札者決定(平成30年10月頃)

##### 7.2 調達案件間の入札制限

調達案件間に係る入札制限は行わない。

#### 8. 作業の実施内容に関する事項

国内外事故故障情報、海外主要規制情報等のデータベースシステムの機能を改良・維持するために以下の作業を実施すること。なお、その他に本システムの利用運用により派生するプログラムの改修及び機能の追加、本システムに準ずる Access データベースの軽微な改良(合計、年20件程度)、原子力規制庁担当者からの問い合わせ対応及び作業支援を含む。

また、本システムの既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートについては、現行のアプリケーション機能が更新後においても現行システムと同等に動作するよう、開発及びテスト環境を整備したうえで、以下の作業を実施すること。

## 8.1 設計・開発業務

### (ア) 設計・開発 実施計画書等の作成

- ・ 「別紙 1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、「設計・開発実施計画書」及び「設計・開発 実施要領」の案を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ 要件定義の内容を用いて業務や情報システムの目指すべき姿を共有するために、要件定義の内容を原子力規制庁と調整し確定すること。

### (イ) 開発・テスト

- ・ ソフトウェアの設計・開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（例えば、情報セキュリティ遵守に関する教育、設計・開発に関する証跡の提示、現場での抜き打ち調査等）の実施主体、手順、方法等を定め、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ ソフトウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、運用上対策が必要な場合は原子力規制庁の承認を受けた後、対応を実施し、「テスト結果報告書」により原子力規制庁に報告すること。なお、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートにあたっては、本システムのアプリケーション機能が更新後においても同等に動作するよう十分なテストを行い動作保証すること。品質保証において動作保証を行い難いと監督職員が判断した場合には、請負者の責任と負担によりアプリケーション開発事業者に再委託の上動作保証を行うこと。
- ・ 結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テスト手順、合否判定基準等を記載した「テスト計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ ソフトウェアの「基本設計書」、「詳細設計書」及び「テスト計画書」に基づき、ソフトウェアの開発、テストを行うこと。
- ・ 「テスト計画書」に基づき、結合テスト及び総合テストの実施完了時に「テスト仕様書兼テスト結果報告書」を提出し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ 運用支援業務に必要な「運用手順書」及び「各種マニュアル」等が正常に適用できることを結合テスト及び総合テストで確認し、原子力規制庁の承認を受けること。

### (ウ) 本システムの移行

- ・ 新環境基盤（拡張基盤環境）に本システムで利用するミドルウェアをインストールし、現行基盤環境にある本システムのデータベースと Web アプリプログラムを新環境基盤に移行すること。



- ・ データ移行に当たり本システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する「移行手順書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。また、アプリケーション及びデータベースをインストールするドライブについても原子力規制庁の承認を受けること。
- ・ 「移行手順書」に基づきシステム移行及びデータ移行を実施し、作業状況を「移行実施報告書」に取りまとめ 原子力規制庁に報告すること。
- ・ 運用が安定していることを確認後、原子力規制庁から承認を得て、請負者側でデータ移行用に準備したデータ（作業用データ）が存在する場合は削除を行う。また、データの消去作業後、「移行実施報告書」に完了を明記し原子力規制庁へ提出すること。

#### (エ) O D B 登録用シートの提出

次に掲げる事項について記載した O D B 登録用シートを提出すること。

- ・ 構築規模の管理  
本システムの構築規模（工数等）の計画値及び実績値
- ・ ソフトウェアの管理  
本システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
- ・ 取扱情報の管理  
本システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等
- ・ 情報セキュリティ要件の管理  
本システムの情報セキュリティ要件
- ・ 指標の管理  
本システムの運用支援及び保守の間、把握すべき K P I（業務効果及び情報システム効果に関する指標）名、K P I の分類、計画値等の案

### 8.2 運用・保守業務

#### (ア) 運用業務

原子力規制庁の指示に基づき「運用計画書(案)」及び「運用手順書」、「各種マニュアル」等を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

#### (イ) 保守業務

- ・ 「別紙 1 要件定義書」の保守に示す定常時保守作業（定期点検、不具合受付等）を行うこと。具体的な実施内容・手順は請負者が作成する「保守作業計画書」に基づいて行うこと。
- ・ 請負者は、「保守作業計画書」及び「保守実施要領」に基づき、保守作業の内容や工数などの作業実績状況（情報システム脆弱性へ対応状況を含む。）サービスレベルの達成状況、情報システム定期点検状況、リスク・課題の把握対応状況について「月次保守作業報告書」を取りまとめること。

#### (ウ) 障害発生時対応

9時30分から18時（平日）において本システムでのトラブル障害について原子力規制庁職員より連絡があった場合は、本システム内の障害発生原因の究明及び確認を行い当システムの機能を仕様どおり正常な状態に保つためのプログラムの改修、設定変更など障害対応作業を行い、その対応内容等を記載した報告書を提出する。（年6件程度）

なお、サーバ共有アプリ、インターネット環境等による本システム障害の場合、原子力規制庁で実施する障害対応への支援を行う。

（エ）保守作業の改善提案

契約期間内に「月次保守作業報告書」を「年次保守作業報告書」として取りまとめるとともに、必要に応じて改善提案を行うこと。また、当該報告書は最終報告書に含めること。

（オ）本システムの現況確認支援

原子力規制庁の指示に基づき安全情報システムの「現況確認結果報告書」を作成し、ODB格納データと情報システムの現況突合・確認を支援すること。

9．成果物及び納品方法

9．1 成果物

請負者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するための提出書類の提出部数及び提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施計画書 実施体制表を含む	1	契約締結後速やかに 実施体制表変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	品質計画書	1	契約締結後速やかに
3	実施工程表	1	契約締結後速やかに
4	打合せ議事録	1	打合せ後、1週間以内
5	設計書（基本設計書、詳細設計書等）	1	設計段階及び納入時
6	移行手順書・移行実施報告書	1	移行段階及び納入時
7	テスト計画書及び成績書	1	テスト段階及び納入時
8	各種マニュアル類	1	その都度及び納入時
9	障害対応等報告書	1	障害対応を行う場合、完了後2週間以内
10	保守作業計画書、実施要領	1	契約締結後速やかに
11	月次保守作業報告書	1	毎月
12	現況確認結果報告書	1	契約期間内
13	最終報告書	1	契約納期日
14	改修プログラム	1式*	契約期間内 * )電子媒体

15	その他必要な図書	1	ODB登録シート他
----	----------	---	-----------

## 9.2 納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体はそれぞれ1部を納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- ・ 電子媒体による納品については、別添の「2.電子データの仕様」を参照して作成し、DVD-R等の媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後原子力規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

## 9.3 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制庁が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル 8階

## 10. 作業の実施体制・方法に関する事項

### 10.1 作業実施体制

- ・ 請負者は、実施責任者、品質管理体制及び情報セキュリティ体制を明示した実施体制表を提出すること。なお、実施責任者と品質管理責任者の兼務を行ってはならない。
- ・ 実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及び管理能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。なお、請負者の責任者が業務終了まで継続

して遂行すること、万一交代する場合は同等以上の人物が担当するものとして原子力規制庁担当者に事前に承認を受けること。

#### 10.2 作業要員に求める資格等の要件

- ・ 請負者における本業務の責任者は、本システムと同規模以上の設計・構築の遂行責任者としての経験を3件以上有すること。
- ・ 本業務の遂行責任者は、「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又はP M I ( Project Management Institute ) が認定する P M P ( Project Management Professional ) の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかでない者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁の理解を得ること。)
- ・ 設計・開発チームリーダーは、本システムと同規模以上の設計・開発の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。
- ・ 設計・開発チームリーダー及び設計・開発メンバーに、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者を1名以上含めること。
  - (ア) システムアーキテクト試験
  - (イ) データベーススペシャリスト試験
  - (ウ) ネットワークスペシャリスト試験
  - (エ) 情報セキュリティスペシャリスト試験
- ・ 保守チームリーダーは、本システムと同規模以上の運用保守の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。

#### 10.3 作業場所

本業務の作業は以下で行うこと。

- ・ 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じて原子力規制庁が現地確認を実施することができるものとする。
- ・ 搬入作業については原子力規制庁が指定する場所(原子力規制庁内)で行うこと。

#### 10.4 作業管理に関する要領

- ・ 原子力規制庁が承認した「設計・開発実施要領」に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ 「保守手順書」に基づき、保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ 当該業務で納入または更新する全てのソフトウェアの種類、バージョン及びサポ

ート期間の終了日に係る情報並びにこれらの変更情報について、現在の状況を正確に反映した文書を整備すること。また、これらの内容に変更がある場合には文書を更新することで情報を提供すること。

## 11. 作業の実施に当たっての遵守事項

### 11.1 機密保持、資料の取扱い

機密保持や資料の取扱い及びセキュリティ対策等について、以下の措置を講ずること。

- ・ 業務上知り得た情報は、本業務以外の目的で利用しないこと。
- ・ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・ 業務上知り得た情報は、原子力規制庁の許可なく「10.3 作業場所」以外の場所に持出さないこと。
- ・ 請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。また、請負者の責により原子力規制庁及び関係機関へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。
- ・ 業務の履行中に受け取った情報は管理を行い、業務終了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- ・ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて行う原子力規制庁による実地調査を受け入れること。
- ・ 請負者はシステム構築及び情報セキュリティ対策の実施において原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び本調達仕様書、要件定義書に記載されたセキュリティに係る要件を全て満たすこと。

### 11.2 遵守する法令等

#### (ア) 法令等の遵守

- ・ 本調達にて納入する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年4月1日環境大臣)に掲げる特定調達物品等に該当するものは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定。以下「基本方針」という。)の判断の基準を満たすこと。その他の納入成果物についても可能な限り基本方針の判断の基準を満たすものを導入すること。
- ・ 導入する機器を構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

#### (イ) その他文書、標準への準拠

当該調達案件の遂行に当たって以下との整合を確保し作業を行うこと。

プロジェクト計画書

プロジェクト管理要領

標準ガイドライン

- ・ 本業務の遂行に当たっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決

定)に準拠して作業を行うこと。

政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(平成29年5月9日改定)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000352682.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000352682.pdf)

原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

- ・当該調達案件におけるセキュリティ対策実施に当たっては、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠すること。

原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

## 12. 成果物の取扱いに関する事項

### 12.1 知的財産権の帰属

- ・本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、請負者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規制庁に帰属するものとする。
- ・原子力規制庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、請負者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により原子力規制庁がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ・本件プログラムに関する権利(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、原子力規制庁から請負者に対価が完済されたとき請負者から原子力規制庁に移転するものとする。
- ・納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、請負者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の請負者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制庁の承認を得ることとし、原子力規制庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ・請負者は原子力規制庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

### 12.2 瑕疵担保責任

- ・請負者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場

合には、その瑕疵が原子力規制庁の指示によって生じた場合を除き（ただし、請負者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）請負者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制庁の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制庁の承認を受けること。

- ・ 原子力規制庁は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

### 12.3 検収

- ・ 成果物等について、納品期日までに原子力規制庁に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 13. 入札参加資格に関する事項

### 13.1 入札参加要件

#### (ア) 競争参加資格

- ・ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 公告日において平成28、29、30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

#### (イ) 公的な資格や認証等の取得

- ・ ISO27001 (ISMS) の公的機関による認証を取得していること。
- ・ プライバシーマークの認定を取得していること。

#### (ウ) 受注実績

入札参加者は、本業務と同等規模以上の情報システムの構築及び保守業務を実施した実績を有する者であること（発注者名、業務名称（非開示の場合にはその旨明記）、業務内容の概要、実施期間を記載した一覧表（任意様式）を提出すること。）

#### (エ) 技術者に求める能力

本業務を履行するために必要な原子力施設（事故故障等情報を含む）に係る用語などの知識及び Oracle Database/ Java / Apache /Apache Tomcat/ PHP/Perl 等のシステム構築の経験があり、データベースの整備等問題なく的確に対応できる能力を有する技術者を担当者として確保すること。

### 13.2 入札制限

次の事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

- ・ 環境省CIO補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者

環境省CIO補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成12年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。また、環境省CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、入札に参加することを認めないものとする。

### 14. 再委託に関する事項

#### 14.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ・ 請負者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・ 再委託先における情報セキュリティの確保については請負者の責任とする。
- ・ 請負者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって原子力規制庁の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・ 前項において第三者にて請け負わせる場合、責任者及び補佐の業務については請け負わせてはならない。

#### 14.2 承認手続

- ・ 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を原子力規制庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制庁に提出し、承認を受けること。
- ・ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

#### 14.3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠っ



た場合には、請負者が一切の責任を負うとともに、原子力規制庁は、当該再委託 先への再委託の中止を請求することができる。

#### 15 . その他特記事項

- ・ 業務の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘に留まらず、その有効的な解決策の提示とそれに係る必要な調査も実施すること。
- ・ 業務の円滑な遂行を実現するため、必要な時に積極的に調整等を実施すること。また積極的に問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。
- ・ 調達仕様書に定めた作業は、現時点で想定されるものを記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は、原子力規制庁と協議の上、柔軟に対応すること。
- ・ 設計・開発の過程において、通常、生じ得るレベルの変更等、軽微な追加については柔軟に対応すること。
- ・ 調達仕様書に記載のある作業について、その実現方法が調達仕様書に具体的に記載されておらず、設計・開発の過程で具体化した場合もしくは実現方法等が調達仕様書と異なる方式となった場合については、原子力規制庁と協議の上、対応すること。
- ・ 作業実施者は、原子力規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- ・ 保守期間については、全ての作業をあらかじめ予算化された通年等の保守契約の中で実施すること。
- ・ 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

#### 16 . 資料閲覧要領

- ・ 閲覧場所：原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部 原子力規制企画課内
- ・ 閲覧期間及び時間：平成30年9月3日～平成30年9月17日10時～17時
- ・ 閲覧手続：最大5名まで。閲覧にて知り得た内容については、入札の検討以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏れいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。なお、資料閲覧は必須とし、当該資料を熟読の上応札すること。資料閲覧を実施していない業者の応札は認めない。

連絡先：原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部 原子力規制企画課  
(電話：03 - 5114 - 2109)

#### 17 . 附属文書

要件定義書

「別紙1 要件定義書」を参照すること。

参考資料

「別紙1 要件定義書」に準ずること。

閲覧資料

現行システムの設計書等

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針210ページ、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針211ページ、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は原子力規制庁と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章：Microsoft 社 Word
- ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・ 画像：BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当者の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

平成30年度 安全情報システムの維持業務  
要件定義書

## 1. 業務要件の定義

原子力安全に資するために国内外の情報を収集し、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「原子力規制庁」という。)職員が情報分析作業等を行うためのツールとして安全情報システム(以下「本システム」という。)を活用している。

## 1.1 業務実施手順に関する事項

## (1) 業務の範囲

本システムに係わる業務範囲の内、当該業務に係る業務を次の表において 印で示す。

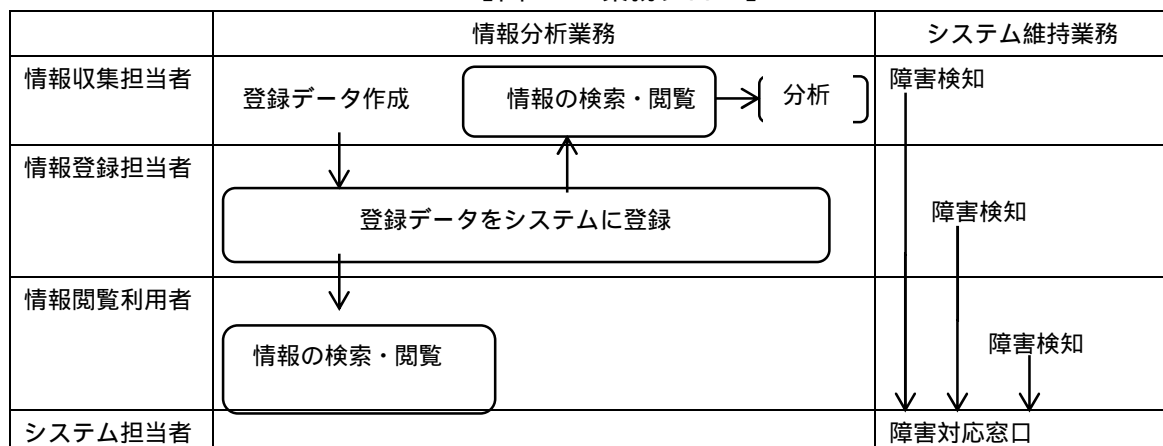
【表 1-1 業務の範囲】

No	業務	作業内容	処理	当該業務
1	事故故障情報分析業務	国内外事故故障情報の収集	登録データ作成	
		国内外事故故障情報の登録	登録・修正	
		国内外事故故障情報の検索	検索閲覧&帳票出力	
2	海外主要規制情報分析業務	海外主要規制情報の収集	登録データ作成	
		海外主要規制情報の登録	登録・修正	
		海外主要規制情報の検索	検索閲覧	
3	被ばく・廃棄物関係放射線情報等分析業務	被ばく・廃棄物関係放射線情報等の情報収集	登録データ収集	
		被ばく・廃棄物関係放射線情報等の情報登録	登録・修正	
		被ばく・廃棄物関係放射線情報等の情報閲覧	閲覧	
4	安全情報システム維持業務	アプリケーションソフト障害対応等		

## (2) 業務フロー図

業務フローは次の図のとおりである。なお、     はシステムを含む処理を示す。

【図 1-1 業務フロー】



(3) 業務の実施に必要な体制

業務実施体制及び業務概要は次の表のとおりである。

【表 1-2 業務実施体制】

		実施体制	概要
1	業務 実施 部門	情報収集担当者	国内外における情報を収集し、収集した情報を登録データに纏める。
2		情報登録担当者	登録データをシステムに入力する。
3		システム担当者	本システムの障害対応窓口及び本システムの請負業者との窓口
4		情報閲覧利用者	情報を閲覧利用する原子力規制庁職員

(4) 入出力情報項目及び取扱量

【表 1-3 業務処理一覧】

業務処理	画面・帳票名	画面・帳票の概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量
情報登録	事故故障情報検索情報等登録	事故故障情報等の登録画面	入力	発生年月、施設名、事象名、内容	約 100 件程度 / 週
情報登録	被ばく・廃棄物関係放射線情報	被ばく線量・放射性廃棄物管理情報の登録画面	入力	被ばく線量、放射性廃棄物放射性物質の管理情報	約 10,000 データ / 年
情報閲覧	事故故障情報、被ばく・廃棄物関係放射線情報等検索結果帳票	検索結果の一覧表	出力	発生年月、施設名、事象名、線量等	不定期。頻度少ない

1.2 規模に関する事項

(1) 業務の実施時期・提供時間帯及びサービスの利用者数

【表 1-4 業務実施規模、時間】

情報システム利用者	利用者の区分		主な利用時間帯	利用者数
	閲覧	登録		
業務実施部門			9 時 30 分 ~ 18 時 * 土日祝日除く	約 15 人
原子力規制庁職員			同上	1000 人程度を想定

(2) 単位(年、月、日、時間等)当たりの処理件数

表 1-3 業務処理一覧の取扱量を参照のこと。

### 1.3 情報システム化の範囲に関する事項

本調達で情報システムを用いて実施する業務の範囲は次の表のとおりである。

NO	情報種別	情報システム機能		今回の対象有無	
1	海外主要規制情報	管理者機能	アクセスログ回収機能	対象	
2			マニュアル登録機能	対象外	
3			パスワード設定変更機能	対象外	
4			情報登録機能	対象	
5			閲覧期間管理機能	対象外	
6			閲覧・検索機能	対象	
7			閲覧者機能	閲覧・検索機能（管理者機能と共有）	対象
8	事故故障情報	個別登録システム	管理者機能	登録機能	対象
9				編集ログ回収機能	対象外
10				データ連携&ログ回収機能	対象
11				帳票出力機能	対象外
12				管理機能	対象
13				閲覧者機能	閲覧・検索機能（管理者機能と共有）
14	被ばく・廃棄物関係放射線情報	管理者機能	登録機能（データ登録含む）	対象	
15			閲覧機能	対象	
16			グラフ化機能	対象	
17			帳票出力機能	対象外	
18			管理機能	対象外	
19			閲覧者機能	閲覧・検索機能（管理者機能と共有）	対象外

## 2. 機能要件の定義

### 2.1 機能に関する事項

機能に関する要件定義の一覧及び改修対象を次の表において 印で示す。

【表 2-1 安全情報システム機能要件定義一覧】

システム		機能ID	機能分類	機能名	機能概要			処理方式	改修対象
サブ名	権限				入力	処理	出力		
海外主要規制情報他	ユーザ	F000	画面表示	海外主要規制情報DBのTOP画面を表示しお知らせ情報の表示、各サブシステムへのリンク	ハイパーリンクのクリック	所定URLへの遷移	画面出力	画面入力によるオンライン	
	管理権限	F001	認証	認証	英数字テキスト入力	管理者のアクセス許可	管理者のアクセス許可	画面入力によるオンライン	—
海外主要規制情報検索	ユーザ	F001	検索	共通キーワード選択検索	国名、発電所名のプルダウンBOX内の選択	選択キーワードのデータ抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F002	検索	年月日指定検索	年月日の入力	指定年月日のデータ抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	—
		F003	検索	共通キーワード入力検索	テキストBOXのフリーテキスト入力	入力キーワードの(AND、OR)データ抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F004	検索	検索結果の表示	画面入力	検索条件によるデータ抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	

海外主要規制情報他 (管理)	管理 権限	F005	管理一覧 画面表示	管理一覧の各サブシステム 名表示とリンク	ハイパーリンクのクリック	所定URLへの遷移	画面出力	画面入力によるオンラ イン	
		F006	海外規制情報 管理 画面表示	海外情報登録、マニュアル 登録、ログ回収を行うURLへ の遷移する一覧表示	ハイパーリンクのクリック	所定URLへの遷移	画面出力	画面入力によるオンラ イン	-
		F007	海外規制情報 他 データ登録	フレームワーク式による登録	所定の枠内のテキスト入 力	データベース登録	データベース	画面入力によるオンラ イン	
		F008	海外規制情報 他 データ登録	PDFファイル登録	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	Webサーバ	画面入力によるオンラ イン	-
		F009	海外規制情報 他 ログ	アクセスログ回収	海外主要規制情報検索、 海外主要規制情報閲覧、 米国原子力規制ガイド ブック閲覧のアクセス	所定のログデータ収 集	ファイル出力	画面入力によるオンラ イン	
		F010	海外規制情報 他 ログ	アクセスログ期間年月指定	期間選択入力	期間選択年月の抽出	画面出力	画面入力によるオンラ イン	
		F011	海外規制情報 他 ログ	アクセスログ種別選択	F603の3種類のアクセス ログ名選択	所定のログデータ収 集	画面出力	画面入力によるオンラ イン	
		F012	海外規制情報 他 ログ	アクセスログ選択クリア	ボタン入力	F604,605入力内容を クリア	画面出力	画面入力によるオンラ イン	
		F013	海外規制情報 他 ログ	ログ結果帳票出力	ボタン入力	所定のログデータを Excel帳票に出力	Excel帳票	画面入力によるオンラ イン	
		F014	海外主要規制 情報他 ファイル登録	フォルダ作成、ファイル登 録・削除・名称変更機能	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	Webサーバ	画面入力によるオンラ イン	-
		F015	海外主要規制 情報他 ファイル登録	PDFファイル登録・削除	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	Webサーバ	画面入力によるオンラ イン	-
		F016	海外主要規制 情報解説 データ登録	フレームワーク式による登録	所定の枠内のテキスト入 力	データベース登録	データベース	画面入力によるオンラ イン	
		F017	海外主要規制 情報解説 ファイル登録	ファイル登録・削除・修正機 能	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	画面出力	画面入力によるオンラ イン	
		F018	海外主要規制 情報解説 閲覧期間設定	閲覧する期間を設定	月単位でのプルダウンより 選択	画面表示出力制御	画面出力	画面入力によるオンラ イン	-
		F019	海外主要規制 情報解説 ファイル登録	PDFファイル登録・削除	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	Webサーバ	画面入力によるオンラ イン	-
		F020	海外主要規制 情報解説 ログ	アクセスログ回収	海外主要規制情報解説 閲覧のアクセス	所定のログデータ収 集	ファイル出力	画面入力によるオンラ イン	-
		F021	米国原子力規 制ガイドブック ファイル登録	ファイル登録・削除・修正機 能	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル 登録	Webサーバ	画面入力によるオンラ イン	-
		F022	お知らせ編集	海外主要規制情報DBの TOP画面のお知らせ情報 編集を行う	テキスト入力	お知らせ情報登録	データベース	画面入力によるオンラ イン	-
		F023	パスワード変更	パスワードの変更	英数字テキスト入力	パスワード登録	データベース	画面入力によるオンラ イン	-

個別システム	ユーザ	F024	画面表示	サブシステム選択	サブシステム選択、事故故障NOのフリー入力	検索条件の切替制御	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F025	データ照会	検索機能 (一般利用者)	テキスト入力、ブルダウンによる名称選択、類義語選択	データベースの検索	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F026	データ照会	検索機能	検索条件(AND,OR)の選択	条件一致の抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F027	データ照会	検索機能	検索条件の一括クリア	検索条件の取り消し制御	検索項目内のデフォルト表示	画面入力によるオンライン	-
		F028	データ照会	英数字、カタカナ半角・全角フリー検索	英数字、カタカナ半角または全角の入力	英数字、カタカナ半角または全角を識別することなく、両者のデータを抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F029	検索	類義語検索	類義語選択による検索	予め登録された辞書による類似語を検索し該当データを抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F030	データ照会	検索結果表示機能 (一般利用者)	検索条件での出力結果表示	画面表示制御	画面出力	画面入力によるオンライン	
		F031	遷移	事故故障検索システムへの遷移機能	ハイパーリンク	事故故障検索システムへの遷移	事故故障検索システムTOP画面	オンライン	
		F032	帳票出力	検索結果の帳票出力 (一般利用者)	ボタン入力	Excel帳票への出力	Excel帳票	画面入力によるオンライン	-
		F033	帳票出力	登録データの帳票出力 (一般利用者)	ボタン入力	Word帳票への出力	Word帳票	画面入力によるオンライン	-
	管理権限 (個別登録管理)	F034	画面表示	サブシステム選択	サブシステム選択、事故故障NOのフリー入力、情報確定選択、移行状態選択	検索条件の切替制御	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F035	データ登録	登録機能	テキスト入力、ブルダウンによる名称選択、情報確定選択	データベースの登録	データベース	画面入力によるオンライン	
		F036	ファイル登録	ファイル登録機能	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル登録	Webサーバ	画面入力によるオンライン	
		F037	マスタデータ編集	マスタデータメンテナンス機能	テキスト入力	データベースの名称変更	データベース	画面入力によるオンライン	-
		F038	ログ	編集ログ回収機能	期間指定入力	該当システムの編集ログ収集	データベース	画面入力によるオンライン	-
		F039	帳票出力	編集ログの帳票出力	ボタン入力	Excel帳票への出力	Excel帳票	画面入力によるオンライン	-
		F040	データ移行	データ連携バッチ起動機能	ボタン入力	事故故障情報検索システムへのデータ移行	事故故障情報検索システムのDB登録	画面入力によるオンライン	-
		F041	データ移行	データ連携機能	移行プログラムによる自動制御	事故故障情報検索システムへのデータ移行	事故故障情報検索システムのDB登録	スケジュール定義による定期起動	-
		F042	帳票出力	データ連携ログの帳票出力	ボタン入力	Excel帳票への出力	Excel帳票	画面入力によるオンライン	-
F043		ログ	データ連携ログ回収機能	履歴回収年月の指定	データ移行結果ログの取得	画面出力、ファイル出力	画面入力によるオンライン		
F044	データ照会	検索機能 (管理者)	テキスト入力、ブルダウンによる名称選択、類義語選択、データ移行状態選択	データベースの検索	画面出力	画面入力によるオンライン	-		
F045	データ照会	検索結果表示機能 (管理者)	管理者向け検索条件での出力結果表示、個別データ修正、新規登録画面への遷移	画面表示制御	画面出力	画面入力によるオンライン	-		
F046	帳票出力	検索結果の帳票出力 (管理者)	ボタン入力	Excel帳票への出力 (管理者用項目)	Excel帳票	画面入力によるオンライン	-		
F047	帳票出力	登録データの帳票出力 (管理者)	ボタン入力	Word帳票への出力 (管理者用項目)	Word帳票	画面入力によるオンライン	-		
F048	認証	ログイン機能	英数字テキスト入力	管理者のアクセス許可	管理者のアクセス許可	画面入力によるオンライン	-		

事故故障検索システム	ユーザ	F049	検索	共通キーワード選択検索	画面上に予め定めたキーワードBOX内のキーワードマウス選択	選択キーワードのデータ抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F050	検索	類義語検索	類義語選択による検索	予め登録された辞書による類似語を検索し該当データを抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F051	遷移	個別検索システムへの遷移	ハイパーリンク	選択された個別システムへの遷移	個別システムTOP画面	オンライン	-
		F052	検索	英数字、カタカナ半角・全角フリー検索	英数字、カタカナ半角または全角の入力	英数字、カタカナ半角または全角を識別することなく、両者のデータを抽出	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F053	データ照会	権限による表示制御	利用者の権限	検索画面制御	画面出力	オンライン	-
		F054	データ照会	検索結果の表示	ボタン入力	画面表示制御	画面出力	画面入力によるオンライン	-
		F055	帳票出力機能	検索結果の帳票出力	ボタン入力	Excel帳票への出力	Excel帳票	画面入力によるオンライン	-
		F056	帳票出力	登録データの帳票出力	ボタン入力	Word帳票への出力	Word帳票	画面入力によるオンライン	-
	管理権限（検索管理）	F057	認証	ログイン機能	英数字テキスト入力	管理者のアクセス許可	管理者のアクセス許可	画面入力によるオンライン	-
		F058	登録	マニュアル登録	参照フォルダより選択	Webサーバにファイル登録	Webサーバ	画面入力によるオンライン	-
		F059	登録	類義語登録	Excel帳票インポート	類似語情報の登録	データベース	画面入力によるオンライン	-
		F060	ログ	アクセスログ回収	当該システムおよび個別登録システムへのアクセスとダウンロードのアクセス	当該システムのアクセスログ収集	Excel帳票	オンライン	-
		F061	表示	お知らせ情報の表示	テキスト入力	お知らせ情報の登録	データベース	画面入力によるオンライン	-
		F062	管理機能	ユーザ管理	ID、パスワード、管理者権限有無の入力	ユーザ情報の編集	データベース	画面入力によるオンライン	-



## 2.2 画面に関する事項

「表 2-1 安全情報システム機能要件定義一覧」を参照のこと。

## 2.3 帳票に関する事項

帳票に関する変更はないため取扱い事項は定義しない。

## 2.4 情報・データに関する事項

本システムで取り扱う情報・データは「機密性 2」である。

## 3. 非機能要件の定義

### 3.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

#### (1) 利用者の種類、特性

本システムの利用者は、一般に資料検索・閲覧する原子力規制庁職員と本システムを登録管理する管理者に区分し原子力規制庁内 LAN 環境下で運用している。

#### (2) ユーザビリティ要件

##### 画面の構成

- ・何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること。
- ・無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面にすること。
- ・十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。
- ・画面の大きさや位置の変更ができること。

##### 操作のしやすさ、分かりやすさ

- ・無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。
- ・画面上で入出力項目のコピー及び貼付けができること。

##### 指示や状態の分かりやすさ

- ・操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用すること。
- ・必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること。
- ・システムが処理を行っている間、その処理内容を利用者が直ちに分かるようにすること。

##### エラーの防止と処理

- ・利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインを提供すること。
- ・入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、利用者がその都度その該当項目を容易に見つけられるようにすること。
- ・データ登録・修正等については、事前に注意表示を行い、利用者の確認を促すことと共に利用者が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。
- ・エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること。

##### その他

- ・利用者が必要とする際に、マニュアル等を参照できるようにすること。

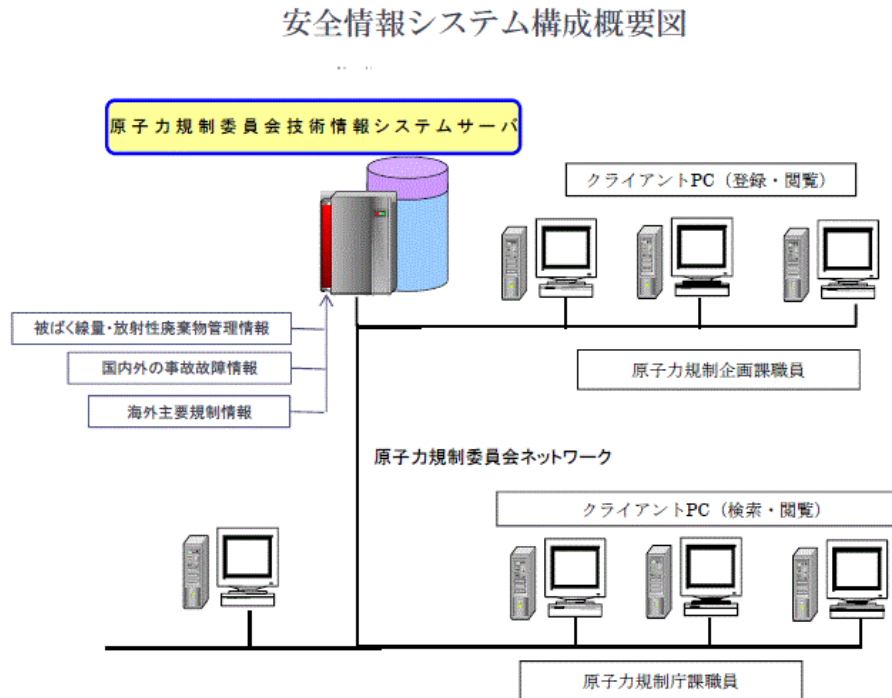
#### (3) アクセシビリティ要件

サーバを構成する全てのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。

### 3.2 システム方式に関する事項

本システムのシステムアーキテクチャは Web サーバ型であり、それに沿った方式で改良する。

【図 3-1 本システムの全体構成図】



### 3.3 規模に関する事項

「1.2 規模に関する事項」を参照のこと。

### 3.4 性能に関する事項

「4.2 規模に関する事項」を参照のこと。

### 3.5 信頼性に関する事項

上記「安全情報システム構成概要図」に示す、親システムである原子力規制委員会技術システムサーバに準ずる。

### 3.6 拡張性に関する事項

「4.2 規模に関する事項」を参照のこと。

### 3.7 上位互換性に関する事項

- ・ クライアント端末のOS及びウェブブラウザのバージョンアップに備え、ソフトウェア製品の特定バージョンに依存する機能の利用を最低限とすること。
- ・ 納入する各ソフトウェアの動作をサポートすること。各ソフトウェアのバージョンア

ップ時に、容易にバージョンアップが可能となるよう本システムで提供する機能に関しては、製品の改変及び特殊な作り込みを排除すること。

### 3.8 中立性に関する事項

本調達の請負者以外の業者による本システム運用業務の遂行を可能とすることを目的とし、原則として本システムの構成要素（ハードウェア及びソフトウェア等）には、仕様の公開されたプロセッサ及びインタフェース規格等、可能な限りオープンな技術を採用し、特定の業者でなければ導入できない製品及び技術は利用しないこと。

### 3.9 継続性に関する事項

- (1) 災害や事故等が発生した場合において、本業務の継続性を確保するために必要な要件やそのための方策について検討の上、原子力規制庁担当者と協議すること。
- (2) 大規模な災害が発生し、当庁が被災した場合においては、システムの一時停止もやむを得ないものとする。保守契約の範囲を超える被災時の復旧作業については、本調達の範囲には含めないこととする。

### 3.10 情報セキュリティに関する事項

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 情報セキュリティ対策の管理体制について、以下の要件を満たすこと。

情報システムの開発工程において、原子力規制庁の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制が書類等で確認できること。

情報システムに原子力規制庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、原子力規制庁と連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。また、当該体制が書類等で確認できること。

情報システムの構築を行うにあたり、以下を実施することを示すこと。

  - ・情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
  - ・情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
  - ・情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- (3) 情報セキュリティ対策の実施について、以下の要件を満たすこと。

情報セキュリティインシデントが発生した場合、原因分析及び対処方法を原子力規制庁担当官に報告し、承認を得ること。

情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況について原子力規制庁担当者に定期的に報告を行うこと。

情報セキュリティ対策の完了後 1 年以内に請負者側の責めによる情報セキュリティ対策の不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。原子力規制庁より提供された要

機密情報は、請負業務以外の目的で利用しないこと。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

( 5 ) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

( 6 ) 原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

( 7 ) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

( 8 ) ソフトウェアの開発を行う場合は(独)情報処理推進機構の下記の情報を参照し、情報セキュリティ対策を実施すること。

「セキュリティエンジニアリング-ソフトウェア開発者向けのページ」

<http://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/software.html>

( 9 ) 開発工程における情報セキュリティ対策として、以下を実施すること。

ソースコードが不正に変更されることを防ぐために、以下の事項を含むソースコードの管理を適切に行うこと。

- ・ソースコードの変更管理
- ・ソースコードの閲覧制限のためのアクセス制御
- ・ソースコードの滅失、き損等に備えたバックアップの取得

情報システムに関連する脆弱性についての対策要件として定めたセキュリティ実装方針に従うこと。

セキュリティ機能が適切に実装されていること及びセキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法を定め、これに基づいてレビューを実施すること。

( 1 0 ) 情報システムの構築・改修等において、情報セキュリティの観点から、以下を踏まえた試験を実施すること。

情報セキュリティの観点から運用中の情報システムに悪影響が及ばないように、運用中の情報システムと分離すること。

情報セキュリティの観点から必要な試験がある場合には、試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。

情報セキュリティの観点から実施した試験の実施記録を保存すること。

( 1 1 ) 本業務における情報システムの構築・改良等が完了し運用を開始する前に、請負者の品質管理責任者による品質報告及びセキュリティ報告を実施すること。

セキュリティ報告には、脆弱性診断等の安全点検の結果を添付するとともに、不

備が指摘された場合は、運用開始までに適切な対処を実施すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

既知の脆弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

セキュリティ侵害につながる脆弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に、原子力規制庁担当者へ報告し、修正を施すこと。

構成要素ごとにソフトウェアのバージョン等を把握し、脆弱性対策の状況を確認すること。

セキュリティパッチ、バージョンアップソフトウェア等の脆弱性を解決するために利用されるファイルは、信頼できる方法で入手すること。

サーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェア及び独自に開発するソフトウェアにおける脆弱性対策の状況を定期的に確認し、脆弱性対策が講じられていない状態が確認された場合は対処すること。なお、脆弱性対策の状況を確認する間隔は、可能な範囲で短くすること。

(12) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムが含まれていないことを確認し、原子力規制庁担当者へ報告し、承認を得ること。

アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

提供するアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。

#### 4. 設計・開発に関する事項

##### 4.1 テスト要件

請負者は、請負者の管理する検証環境を用いて十分に動作検証を行った後、原子力規制庁が指定する場所において、プログラムインストール及び動作確認を行う。また、現地確認試験は、原子力規制庁職員の業務に支障のないように作業を行う。なお、作業の時間帯等については原子力規制庁担当者と相談して決定する。

##### 4.2 システムの稼働環境

本システムの稼働環境等は以下のとおりである。

(1) 新環境基盤(拡張基盤環境)のDBサーバ、WebサーバのOSはWindows Server2012 R2, IIS8.5で、DBサーバのソフトウェアはOracle 12cで構成されている。

(2) 新環境基盤(拡張基盤環境)のWebサーバにインストールするミドルウェアは、下記ソフトウェアを対象とする。なお、ソフトウェアは最新バージョンとするが実装の際は原子力規制庁担当者と相談して決定する。

Java8, Perl v5.26, Php7.1, Oracle12c クライアント, Tomcat 9, Apache 2.4

#### 4.3 システムの移行要件

- (1) 現行基盤環境(Windows Server2008 R2)にあるデータベース (OracleDB 11g) を新環境基盤のデータベースサーバ (OracleDB 12c) にデータ移行し、Web アプリケーションプログラムを上記4.2のミドルウェアに適合させると共に新環境基盤での設定情報 (ホスト名) を変更する。

なお、下記にシステム規模の概略を示す。

サブシステム名	機能	システム規模		
		画面数	帳票数	ソフトウェア (k)STEP数
事故故障情報DB	事故故障情報検索	10	5	28
	事故故障情報個別登録 (10ヶの個別登録系で構成)	26	6	51
海外主要規制情報DB	海外主要規制情報 (PDF閲覧)	4	0	7
	米国原子力規制ガイドブック (PDF閲覧)	2	0	2
	海外主要規制情報検索	23	2	21
	海外主要規制情報解説	1	0	1
	NRC規制文書	5	2	6
被ばく・廃棄物関係放射線情報DB	被ばく・廃棄物関係放射線情報	12	0	23
	合計	83	15	139

- (2) テストを行い、現行基盤環境より新環境基盤へ切り替える妥当性の判定を行い、サービスイン (運用) するものとする。

#### 5. システム運用・保守に関する事項

##### 5.1 アプリケーション保守要件

原子力規制庁担当者より依頼する以下のサポート業務等を行う。

- ・ 原子力規制庁担当者からの問い合わせに対し、解決策を講ずるための業務及び操作説明等のヘルプデスク業務を行う。対応時間帯は、9時30分から18時 (平日)。
- ・ なお、解決策を講じる際には、「4.1 テスト要件」の検証を行うこと。
- ・ 本システムでのトラブル障害対応の目安作業期間は、原則として1週間以内に対応するものとするが、詳細は原子力規制庁担当者と協議の上決定するものとする。
- ・ 原子力規制庁担当者からの支援要請及び調査依頼に対する対応業務を行う。

##### 5.2 外部システムに起因する障害対応

- ・ 障害発生原因が本システム外のシステムにある場合は、外部システム向けに解析結果をまとめ提出すること。
- ・ 外部システム障害でその復旧に48時間以上を要する場合、本システムを運用継続するための対応策 (暫定処置を含む。) を検討して提案すること。
- ・ 外部システム側の障害が復旧した後、システムの正常動作を確認すること。

(以上)

## 入札適合条件

平成30年度安全情報システムの維持業務を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」,「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 次の公的な資格や認証等を取得していること。なお、資格取得証明書等を添付すること。(氏名などの個人情報は伏せること)
  - ・ ISO27001 (ISMS) の公的機関による認証
  - ・ プライバシーマークの認定
- (4) 本業務と同等規模以上の情報システムの構築及び保守業務を実施した実績を有する者であること(発注者名、業務名称(非開示の場合にはその旨明記)、業務内容の概要、実施期間を記載した一覧表(任意様式)を提出すること。)
- (5) 本業務を履行するために必要な原子力施設(事故故障等情報を含む)に係る用語などの知識及び Oracle Database/ Java / Apache /Apache Tomcat/ PHP/Perl 等のシステム構築の経験があり、データベースの整備等問題なく的確に対応できる能力を有する技術者を作業要員として確保すること。
- (6) 実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。なお、(5)及び調達仕様書「10.2 作業要員に求める資格等の要件」を満たすことを示すこと。また、必要に応じて、資格取得証明書等を添付すること。(氏名などの個人情報は伏せること)

本作業を統括する実施責任者(作業担当者を指導及び取り纏め、実行スケジュールの管理・作業支援する能力を有する責任者)と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」及び「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。

本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)(注)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、 の記号で示すこと。

(注)作業件名(固有名詞は除く)、実施年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成等のように具体的な内容を記載すること。

社内の品質保証体制及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を調達仕様書「8.1 設計・開発業務」の項目毎について示すこと。

（7）本業務担当者は、原子力規制庁の担当者と日本語による意思の疎通ができること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（7）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成30年9月10日（月）12時までに電子メールで、下記の原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル8階

担 当：鈴木 亜紀子（akiko\_suzuki@nsr.go.jp）

TEL：03 5114 2109



(様式1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

ED

代表者氏名

ED

「平成30年度安全情報システムの維持業務」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行います。万が一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

## 適合証明書

件名：平成30年度安全情報システムの維持業務

商号又は名称：

条 件	回 答 ( or x )	資 料 No.
<p>(1)平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2)原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3)次の公的な資格や認証等を取得していること。なお、資格取得証明書等を添付すること。(氏名などの個人情報は伏せること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO27001(ISMS)の公的機関による認証</li> <li>・プライバシーマークの認定</li> </ul> <p>(4)本業務と同等規模以上の情報システムの構築及び保守業務を実施した実績を有する者であること(発注者名、業務名称(非開示の場合にはその旨明記)、業務内容の概要、実施期間を記載した一覧表(任意様式)を提出すること。)</p> <p>(5)本業務を履行するために必要な原子力施設(事故故障等情報を含む)に係る用語などの知識及びOracle Database/Java / Apache /Apache Tomcat/PHP/Perl等のシステム構築の経験があり、データベースの整備等問題なく的確に対応できる能力を有する技術者を作業要員として確保すること。</p> <p>(6)実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>なお、(5)及び調達仕様書「10.2 作業要員に求める資格等の要件」を満たすことを示すこと。また、必要に応じて、資格取得証明書等を添付すること。(氏名などの個人情報は伏せること)</p> <p>本作業を統括する実施責任者(作業担当者を指導及び取り纏め、実行スケジュールの管理・作業支援する能力を有する責任者)と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」及び「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。</p> <p>本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、実務経験(特に本作業に関連する実務の経験)(注)等について</p>		

<p>て具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、 の記号で示すこと。</p> <p>(注)作業件名(固有名詞は除く)、実施年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>社内の品質保証体制及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を調達仕様書「8.1 設計・開発業務」の項目毎について示すこと。</p> <p>(7)本業務担当者は、原子力規制庁の担当者と日本語による意思の疎通ができること。</p>	
---	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

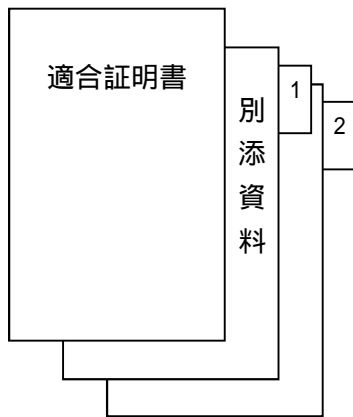
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

## 記載上の注意

- 1 . 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「 」、満たさない場合は「 × 」を記載すること。
- 2 . 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応募者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
- 3 . 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No. 」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
- 4 . 資料は、日本語(日本語以外の資料については日本語訳を添付)、A 4 判(縦置き、横書き)で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
- 5 . 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



項目ごとにインデックス等を付ける。  
紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

## ( 案 )

# 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。 ) と、 (以下「乙」という。 ) とは、「平成30年度安全情報システムの維持業務」について、次の条項 (特記事項を含む。 ) により契約を締結する。

### ( 契約の目的 )

第1条 乙は、別添の契約仕様書に基づき業務を行うものとする。

### ( 契約金額 )

第2条 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。  
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### ( 契約期間 )

第3条 平成 年 月 日から平成31年3月29日までとする。

### ( 契約保証金 )

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

### ( 一括委任又は一括下請負の禁止等 )

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者 (以下「下請負人」という。 ) の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

### ( 監 督 )

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

( 5 ) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の 100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

( 契約の解除等 )

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

( かし担保責任 )

第14条 甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

( 損害賠償 )

第15条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

( 秘密の保持 )

第16条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

( 権利義務の譲渡等 )

第17条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づ

いて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
  - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （著作権等の帰属・使用）

第18条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### （個人情報の取扱い）

第19条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。



- ( 1 ) 甲から預託を受けた個人情報を第三者( 第 5 条第 2 項に定める下請負人を含む。 ) に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- ( 2 ) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第 1 項及び第 2 項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

( 資料等の管理 )

第 2 0 条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

( 契約の公表 )

第 2 1 条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

( 紛争の解決方法 )

第 2 2 条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイから八までのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イから八までのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であつ

た者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

( 損害賠償 )

- 第 6 条 甲は、第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

( 不当介入に関する通報・報告 )

- 第 7 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

以下、仕様書を添付